

熊本県困難女性等支援調整会議の構成等について

○支援調整会議の設置について

多機関連携の枠組みとして、困難女性支援法で支援調整会議（※参照）の設置が地方公共団体の努力義務とされており、概ね、その役割に応じて３段階の会議を設置することが必要とされている。

（※）支援調整会議

根拠規定

困難女性支援法第15条 ※地方公共団体には設置が努力義務化

目的

- ①支援対象者や地域資源の実態把握、資源創出等
- ②支援者間の役割や責任、連携のあり方の明確化
- ③個別ケースについてのアセスメントと支援方針の決定に係る協議
- ④支援対象者についての情報共有

実施のイメージ（困難女性支援法の趣旨）

- ①支援体制の地域における全体像及び調整会議全体の評価等を行う代表者会議
- ②個別ケースの定期的な状況確認や支援方針の見直し、支援対象者の実態把握等を行う実務者会議
- ③一時保護や施設への入所が必要な場合等の個別ケースについて、詳細な支援方針を議論する個別ケース検討会議

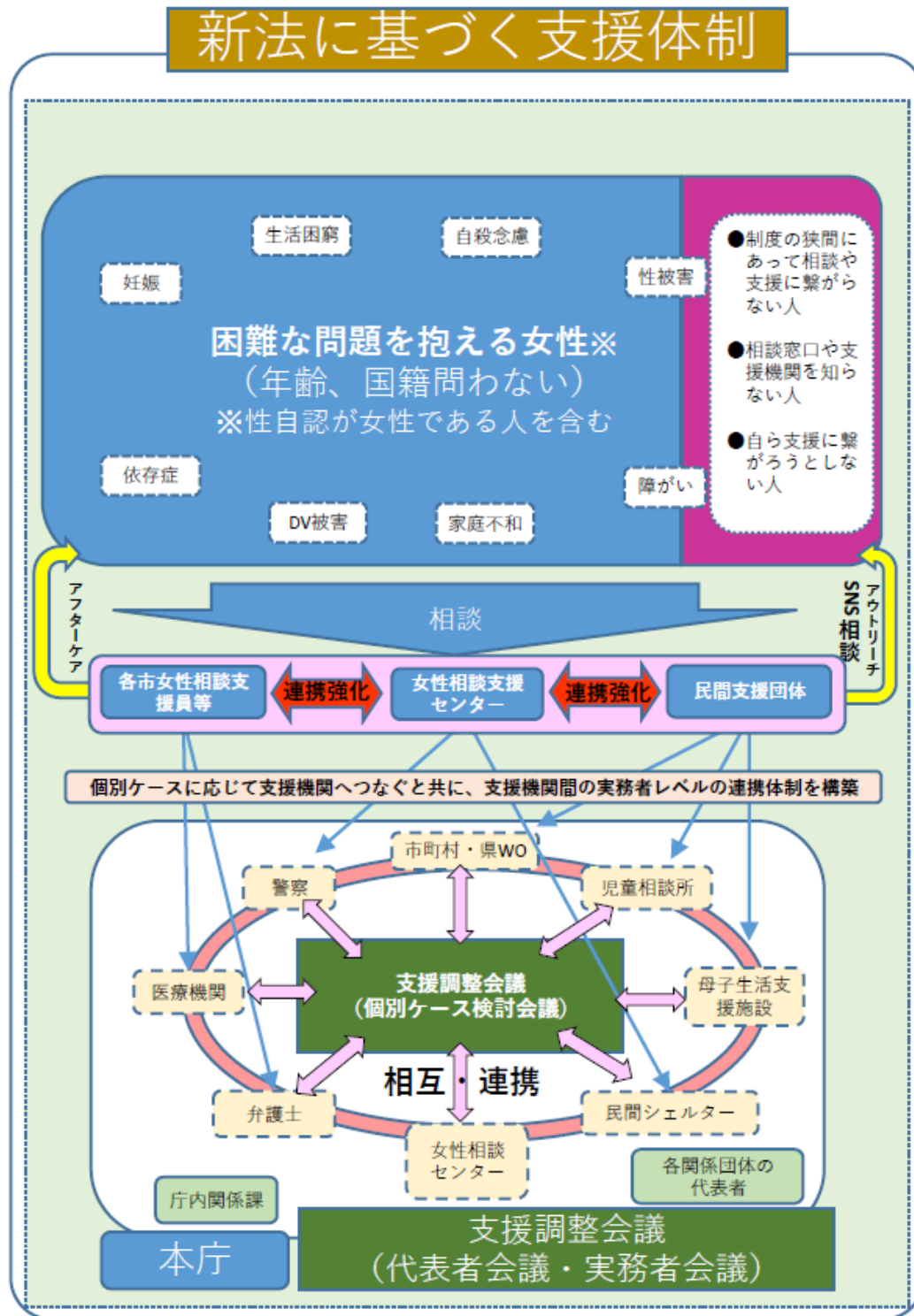
○熊本県困難女性等支援調整会議の構成と実施時期について

	会議名称		(主催者)	(実施時期)
	(法第15条)	= (県支援調整会議)		
①	代表者会議	= 本部会議	県子ども家庭福祉課	5/29 (金)
②	実務者会議	= 同左	県子ども家庭福祉課	夏～秋頃
③	個別ケース 検討会議	= 同左	県女性相談センター	※随時

・各会議の内容は、以下を想定。

- ①**本部会議**…旧DV対策関係機関会議を基に困難女性支援法の趣旨を踏まえた会議体を目指す。今回会議においては、各関係機関の困難女性支援及びDV対策の状況（DV相談件数や一時保護件数等）、今後の活動方針（「熊本県困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画」）等を共有することにより、県下支援体制の全体像の把握に取り組む。
- ②**実務者会議** … 支援対象者の実態把握、支援方針に意見交換 等
- ③**個別ケース検討会議** … 個別ケースに係る詳細な支援方針の協議 等

<新法に基づく支援体制イメージ>



- 民間支援団体との連携によりSNSやアウトリーチ支援を充実、強化します。
- 包括的な支援の提供に向け、行政、民間の支援機関・団体で構成する「支援調整会議」を設置します。
- 官民共同での研修の実施等により支援に係るノウハウを共有し、女性相談支援員等の相談対応者の資質向上を図ります。